

令和4年第1回川西町 議会定例会会議録

令和4年3月25日 金曜日 午前11時35分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 嶋貫榮次君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 5 号)

令和4年3月25日 金曜日 午前11時35分開議

- 日程第 1 議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定について
から議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)第2回変更
請負契約の締結についてまでの付託議案の審査報告について
(総務文教常任委員会委員長)
(産業厚生常任委員会委員長)
- 日程第 2 議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてか
ら議第13号 令和4年度川西町水道事業会計予算までの付託議案
の審査報告について
(予算特別委員会委員長)
- 日程第 3 議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 4 議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 5 議案の委員会付託
- 日程第 6 議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について及び議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例の制定についての付託議案の審査報告につ
いて
(総務文教常任委員会委員長)
- 日程第 7 議会活性化調査特別委員会報告

(議会活性化調査特別委員会委員長)

日程第 8 発議第 2 号 川西町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 請願の審査報告

請願第 1 号 町道坂水田中線、町道三ツ井坂水線道路整地舗装整備の請願書

(産業厚生常任委員会委員長)

日程第 10 発議第 3 号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第 10 まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第 1 発議第 4 号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対する
附帯決議について

追加日程第 2 発議第 5 号 令和 4 年度川西町国民健康保険事業特別会計予算に対する附帯決
議について

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回川西町議会定例会第22日目の会議を開きます。

(午前11時35分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定についてから議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）第2回変更請負契約の締結についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定についてから議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）第2回変更請負契約の締結についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該11議案については、本定例会第1日目の3月4日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長井上晃一君。

1番井上晃一君。

(総務文教常任委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、総務文教常任委員会に付託された議案についての報告を申し上げます。

令和4年3月4日、第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者に関しては、記載のとおりであります。

3、付託議案、別紙議案付託表のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定について。

職員を公益的法人等へ派遣するに当たり、公益的法人等への一般職の公務員の派遣に関する法律の規定に基づき、派遣に関する詳細について条例を制定する旨の説明を受けた。

(2) 議第15号 押印の見直しに関する関係条例の設定について。

町民等の負担軽減や利便性の向上、業務効率化による行政サービスのさらなる向上を図るため、行政手続等における押印について、法令等にその根拠を持たない押印の廃止を行う旨の説明を受けた。町報及び町ホームページ等で、町民に対し広く周知するよう意見を付した。

(3) 議第16号 性別記載の見直しに関する関係条例の設定について。

第4次川西町男女共同参画推進計画アクションプランに基づき、条例で規定する性別記載等を見直す旨の説明を受けた。

(4) 議第17号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

国家公務員の休暇制度に準じて、新しく特別休暇を設けるため、改正する旨の説明を受けた。

(5) 議第18号 川西町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

国家公務員の育児休業制度に準じて改正を行う旨の説明を受けた。

(6) 議第22号 川西町行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について。

行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき設置する川西町行政不服審査会の事務を令和4年度から山形県に委託するため、本町の審査会を設置する条例を廃止する旨の説明を受けた。

(7) 議第23号 川西町庁舎建設基金条例を廃止する条例の設定について。

川西町庁舎建設基金を廃止するため、条例を制定する旨の説明を受けた。

(8) 議第24号 川西町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について。

行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を県に委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、規約を制定する必要がある旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 これは1年間の始まりの議会ということでもありますから、お互いに新年度を間もなく迎えるわけで、その準備、その予算、それに対する今の内容というふうに考えますので、ちょっと厳しく注文をつけておきたいわけですが、議運の際も申し上げましたけれども、人事関係の、いわゆる条件整備の条例がありますよね、委員長。これ、当局からどういうご説明をいただいたかですけれども、どういう説明いただいたか、これをまず聞きましょう。

○議長 井上委員長。

○総務文教常任委員会委員長 ちょっと質問の内容でございますけれども、議第14号に関わる内容ということでよろしかったでしょうか。

○11番 委員長報告にあった内容であります。当局にも聞こえるように申し上げておきたいわけですが、町村会ですか、ですよね。誰だっけ、係、課。総務課長のところだな。そこに職員を、勉強させるというか、お手伝いというか、そういう内容ということがあるわけですよ。でしょう。

私は、これは大変結構なことだと思うんですよ。原田町長が町村会の会長ということですから、そういう一つ配慮というか、役得というか、これは私は、ある意味、大変活用の方法によってはよいことだと思いますよ。

ただ、その提案のとき、今、前段、委員長に突然の質問申し上げたわけですが、実はこう

ということもあるんだという状況的なことの説明が、今の原田町政には足りないんですよ。ですから、私は一つの例を申し上げて、今言っているわけなんですけど、これは議会としても、やっぱりよくチェックをしながら意見も言う、そしてまた、情報開示、情報を共有する、これはひとつ努めていただくように、委員会にあっても言うべきであるし、そのような観点から、今申し上げたようなことの状況、あるいは提案するに至るまでの経過などについてお話があったのかどうかと、これが質問だよ。

○議長 井上委員長。

○総務文教常任委員会委員長 こちらの条例の制定に当たりましては、町村会の事務局へ派遣するというような話の内容はございましたが、個人的に誰をというようなお話は、話の中では出ませんでした。

○議長 高橋輝行君。

○11番 個人的な名前を求めるんじゃないで、私も過日に若干、それに触れて申し上げた経過がありますけれども、やはりこれは間違ってもらっては困ると思うんだ、原田町長ね、これ委員長に対する質問ですが。

ややもすると、勉強してこいということじゃなくて、それはありますよ。しかし、やっぱり即戦力ですよ、委員長ね。誰という話じゃない、即戦力をやっぱり我々は希望するわけです。そういうものを十分考えて、勉強してこい、東京さ行ってこいということだけでは、町民の、いわゆる国益という言葉があれば、町益になっていかないということで、これは私ども、考え方としてちゃんと申し上げておくべきだということで、過日も申し上げましたけれども、やっぱり即戦力になる、そういう人事を考えながらやっていただく。

せっかくの機会ですから、その情報を受けながら、いわゆる町益、町の利益になるものになっていけば、これが一番ウエルカムですよ。そういう意味で申し上げている。

委員長、そういう内容でございますので、よろしく引き続き、そういう立場から執行していただくことがいいのではないかというふうに思っておるので、駄目押しで今申し上げたところで、委員長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長 井上委員長。

○総務文教常任委員会委員長 高橋議員のご指摘、ご指導、本当にありがとうございます。

なかなか慣れないもので、どこまで突っ込んでいいのかというの、私も慣れないところではありますが、やはりお話のあったようなことを重々踏まえながら、次回以降の審議に生かしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導よろしくお伺いしたいと思います。

○議長 ほかに。

7番伊藤 進君。

○7番 私からは、(3)性別記載の見直しということではありますが、この件につきましては、様々言われているとおり、反対するものではないんですが、例えば、名前だけで判断がつかないということが多々ありますね。ここ最近といいますか、ずっと、キラキラネームなんていうような形で子供たちに名前をつけられる。

例えば、我々いろんな形で事業している中で、非常に困難を来すことがあるわけですが、これについては、どういう部分というのを、記載を見直すというふうな話だったのかお聞きしたいと。

○議長 井上委員長。

○総務文教常任委員会委員長 性別に関しては、様々なご意見があるかとは思いますが、ただ、外見や見かけにとらわれたような性別の判断というものの自体が、既にどうなのかなということにもなります。

SDGsでも、そのあたりの平等性はうたわれているわけであり、委員もそのあたりは十分認識しており、記載に関する見直しに関しては問題ないということで、特に意見が出たものではございません。

○議長 伊藤 進君。

○7番 非常に混乱を来すようなものにあっては、やはりきちっと確認をするというふうなことが必要だなというふうに考えますので、そういった部分については、特に何もなかったということよろしいですか。

○議長 井上委員長。

○総務文教常任委員会委員長 特にそのあたりに対する意見は出なかったように記憶しております。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前 11時53分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第15号 押印の見直しに関する関係条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第16号 性別記載の見直しに関する関係条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第17号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第18号 川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第22号 川西町行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第23号 川西町庁舎建設基金条例を廃止する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第24号 川西町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長寒河江 司君。

4番寒河江 司君。

(産業厚生常任委員会委員長 寒河江 司君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、私のほうから報告をいたします。

令和4年3月4日、第1回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案については、記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第20号 川西町中小企業・小規模事業者振興条例の一部を改正する条例の制定について。

地域経済の活性化と中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化につなげるため、中小企業・小規模事業者自らによる町内産品の積極的な利活用と事業者間の相互連携・協力の規定を加える旨の説明を受けた。

(2) 議第26号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について。

置賜広域行政事務組合米沢クリーンセンター及び同南陽クリーンセンターを廃止し、令和7年度からし尿受入れ施設の設置及び管理運営を行うこと、同南陽クリーンセンターし尿収集運搬業務に係る手数料徴収事務について、施設の廃止後においても手数料の消滅時効である5年間は同組合の事務として共同処理するに当たり、同組合の共同処理する事務を変更するため、同組合規約を変更する。あわせて、長井クリーンセンターし尿処理施設を正式名称に変更する旨、説明を受けた。

裏ページをご覧ください。

(3) 議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)第2回変更請負契約の締結について。

虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)において、路床盛土工、地盤改良工等について変更する旨の説明を受けた。

以上、各議案について、当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第20号 川西町中小企業・小規模事業者振興条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第26号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)第2回変更請負契約の締結について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
についてから議第13号 令和4年度川西町水道事業会計
予算までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから議第13号 令和4年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該議案については、本定例会第5日目の3月8日に本会議において、予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長高橋輝行君。

11番高橋輝行君。

(予算特別委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○予算特別委員会委員長 本日の議会から、嶋貫榮次代表監査委員をお迎えしての議会でございます。原田町長のみならず、私ども議員に対しても、様々ご指導いただきたいものだというふうに冒頭に申させていだいて、川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る3月8日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 町有財産の貸付について、議第2号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第9号)、議第3号 令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第4号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第5号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第6号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第7号 令和4年度川西町一般会計予算、議第8号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和4年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第11号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 令和4年度川西町水道事業会計予算、以上15議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された15議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、第25号 町有財産の貸付について、議第2号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第9号）、議第3号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第4号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第5号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第6号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第7号 令和4年度川西町一般会計予算、議第8号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和4年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第13号 令和4年度川西町水道事業会計予算、以上13議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第11号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、以上2議案につきましては、少数の反対がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議第8号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算について、本特別委員会において附帯決議案が提出され、本特別委員会として、附帯決議を発議することに決定いたしましたところであります。

次に、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力いただきました。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、町有財産の貸付について、令和3年度川西町各会計補正予算5議案、令和4年度川西町各会計予算7議案、合計15議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 町有財産の貸付について、議第2号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第9号)、議第3号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第4号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第5号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第6号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第7号 令和4年度川西町一般会計予算、議第8号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和4年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第11号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 令和4年度川西町水道事業会計予算、以上、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、町有財産の貸付について、令和3年度川西町各補正予算5議案、令和4年度川西町各会計予算7議案、合計15議案について、予算特別委員会委員長の報告は15議案とも可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時30分)

○議長 会議を再開いたします。

(午後 1時32分)

◎日程の追加

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 ごめんなさい、盛りだくさん役割あったもんだから、確認したところであります。

議長、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議及び令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算に対する附帯決議を提出すべく、直ちに日程に追加し、議題とすることを求めます。

○議長 ただいま高橋輝行君から、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議及び令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算に対する附帯決議提出の動議が出されました。

この動議は、所定の賛成者もありますので、成立いたしました。

お諮りいたします。川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議について及び令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 1時36分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時37分)

◎発議第4号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
に対する附帯決議について

○議長 追加日程第1、発議第4号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、高橋輝行君。

11番高橋輝行君。

(11番 高橋輝行君 登壇)

○11番 それでは、私より、発議第4号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定に対する附帯決議について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由につきましては、国民健康保険税の税率の見直しについて、適切な対応を講じるよう要請するため、附帯決議案を提出するものであります。

本日付、本職名であります。

附帯決議案を朗読をもって提案いたします。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議（案）。

国民健康保険事業は、日本が世界に誇る国民皆保険の一翼を担っている保険医療制度である。

なお、被保険者は自営業や農業、無職の方などで、保険税率は各市町村により異なっている。また、所得や被保険者数により税収納額が毎年変わることや流行性の疾病の突発的発生、高額医療費がかかる患者の動向を見込むことが困難なことも多く、安定した国民健康保険事業の運営が大変重要である。

税率の見直しは、拙速とならず正確に将来予測を行い、その情報を町民と共有し議論をつくして行うべきである。

以上、決議する。

令和4年3月25日、川西町議会であります。

ご審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第5号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算に対する附帯決議について

○議長 追加日程第2、発議第5号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算に対する附帯決議について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、高橋輝行君。

11番高橋輝行君。

(11番 高橋輝行君 登壇)

○11番 それでは、引き続き私より、発議第5号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算に対する附帯決議について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第13項の規定により提出いたします。

提出理由につきましては、国民健康保険事業の安定した運営について、適切な対応を講じるよう要請するため、附帯決議案を提出するものであります。

本日付、本職名であります。

附帯決議案を朗読をもって提案いたします。

令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算に対する附帯決議（案）。

本町の国民健康保険事業は、これまで国民健康保険給付基金を取り崩して運営し、令和3年度まで国民健康保険税の引き上げを行わずに取り組んできたところである。

令和2年度及び令和3年度においては、所得の落ち込みや被保険者数の減により税収が減少したところである。今後、コロナ後の影響により疾病の発生増や高額療養費の増など、これまで以上の医療費の増加が考えられるところである。

このままでは、令和6年度には保険給付基金が枯渇してしまい、これまでどおり保険給付基金を取り崩しての国民健康保険事業の運営ができない状況になることが見込まれる。

よって、今後、安定した国民健康保険事業の運営となるよう、下記の事項について要望する。

1、令和10年度までの段階的な保険給付基金の取り扱いと被保険者が急激な負担増とならないよう、国民健康保険事業特別会計のシミュレーションを示すこと。

2、町民が健康で充実した生活を維持し、医療費の抑制を図るため、健康診断の受診率を向上させるなど疾病の早期発見、早期予防となる啓発活動を推進すること。

3、議会の検討をふまえ、町と議会が連携し情報の共有、事業への提言など、国民健康保険運営協議会に議員が参画できる体制整備を図ること。

以上、決議する。

令和4年3月25日、川西町議会であります。

ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第3、議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案の理由につきましては、特別職の職員に係る期末手当の額を国家公務員の給与改定に準じて改定するため、提案するものであります。

内容につきましては、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するもの

であります。

令和4年3月25日提出、町長名であります。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、ご覧ください。

1の改正の趣旨につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、本町の特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定するものであります。

2の改正の内容につきましては、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に係る期末手当の支給割合を次のように改定するものであります。

表をご覧ください。

期末手当の支給月数について、改定前では6月と12月にそれぞれ1.675月分ずつ、合計3.35月分を、改定後では6月と12月にそれぞれ1.625月分ずつ、合計3.25月分に改定するものであり、比較では合計0.1月分の減額となります。

表の下にただし書がありますが、令和4年6月に支給される期末手当の特例措置となります。改定後の1.625月分の支給額から、令和3年12月に支給した額の1.675分の0.1ですので、0.1月分を減じた額とするものであります。

3の施行期日ですが、令和4年4月1日からの施行であります。

以上でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、一般職の職員に係る期末手当の額を国家公務員の給与改定に準じて改定するため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

令和4年3月25日提出、町長名であります。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、ご覧ください。

1の改正の趣旨につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職の

職員に係る期末手当の支給割合を改定するものであります。

2の改正の内容につきましては、一般職の職員と再任用職員の期末手当の支給割合を次の表のとおり改定するものであります。

初めに、(1)一般職の職員であります。

期末手当の支給月数について、改定前では6月と12月にそれぞれ1.275月分ずつ、合計2.55月分を、改定後では6月と12月にそれぞれ1.2月分ずつ、合計2.4月分に改定するものであり、比較では合計0.15月分の減額となります。

表の下のただし書につきましては、令和4年6月に支給される期末手当の特例措置となります。改定後の1.2月分の支給額から令和3年12月に支給した額の0.15月分を減じた額とするものであります。

次に、(2)再任用職員であります。

期末手当の支給月数について、改定前では6月と12月にそれぞれ0.725月分ずつ、合計1.45月分を、改定後では6月と12月にそれぞれ0.675月分ずつ、合計1.35月分に改定するものであり、比較では合計0.1月分の減額となります。

ただし書につきましては、令和4年6月に支給される期末手当の特例措置であり、改定後の0.675月分の支給額から令和3年12月に支給した額の0.1月分を減じた額とするものであります。

以上でご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑となるようご留意願ひします。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第5、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第3、議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を、内

容審査のため、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託
いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は、予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 1時58分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時31分)

◎議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について及び議第32号 川西町一般職の
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついての付託議案の審査報告について

○議長 日程第6、議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について及び議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定についての付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該2議案については、本日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託いたし
たものであります。

その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長井上晃一君。

1番井上晃一君。

(総務文教常任委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、私より、令和4年3月25日、第1回川西町議会定例
会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次
のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者は、記載のとおりであります。

3、付託議案、別紙議案付託表のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、本町の特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定する旨の説明を受けた。

(2) 議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職の職員に係る期末手当の支給割合を改定する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第31号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第32号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎議会活性化調査特別委員会報告

○議長 日程第7、議会活性化調査特別委員会報告、これを議題といたします。

本案は、議会のさらなる活性化と町民の負託に的確に応えることを目指し、議員定数等について、議会活性化調査特別委員会において調査を行ってきたものでありますが、このたび調査が終了したことから、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書の提出がありましたので、議題とするものであります。

議会活性化調査特別委員会委員長より報告を求めます。

議会活性化調査特別委員会委員長伊藤寿郎君。

13番伊藤寿郎君。

(議会活性化調査特別委員会委員長 伊藤寿郎君 登壇)

○議会活性化調査特別委員会委員長 私より、議会活性化調査特別委員会の報告を申し上げます。

初めに、委員会調査報告書の提出についてでございますが、本特別委員会に付託された事件について調査が終了いたしましたので、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会調査報告書を別添のとおり提出いたします。

ページをおめくりください。

議会活性化調査特別委員会調査報告書中、1から6につきましては記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

5ページの7、調査結果を読み上げます。

令和3年6月24日、議会活性化のために、議員定数や報酬、その他様々な角度から検討するべく特別委員会を立ち上げ、前述のとおり、町内各団体代表者との意見交換、先進地の視察調査等を行い、適宜に特別委員会全体での確認を行ってきた。このように意見の集約や調査等を踏まえ、特別委員会全員からの意見披瀝を求め、次のような結論に達した。

①議員定数について。

1人あるいは2人の減員や現状維持の意見があったが、今後の委員会構成等に考慮すれば、大幅な減員は活性化に逆行するものであり、人口減少、有権者数の減少も勘案し、1人減の13人とする。

②議員報酬について。

議会活性化のためには、なり手不足を解消する上で、報酬はそのための大きな要因となるとの認識から、増額の方で町長に対して特別職報酬等審議会の開催を申し入れる。

なお、政務活動費の在り方については検討を行っていくこととする。

③ I C T 推進について。

議会における I C T 化は、迅速でより正確な情報共有や議会活動・現地調査時に、必要な資料を即座に検索し閲覧が可能となるなど、より効率的な活動が実現できる。また、ペーパーレスによる経費節減、災害時におけるオンライン会議の開催などにも運用できることから、機器の導入を進めるとともに関係規定等の整備も図っていくこととする。

なお、機器導入及び運用に当たっては、議会が先行することなく、当局においても推進されたい。

④ 議場への町旗等の掲揚について。

町制施行以降、掲揚されていないという先人の考えに配慮し、掲揚すべきでないとの意見があったが、町旗及び国旗を掲揚すべきとの意見に集約された。

⑤ その他の議会活性化について。

議会での議論を活発化するために、当局からの資料については、数値目標に対する達成度等の記載など、事務事業を評価・検証しやすい資料の提示を当局に求めていく。

定例会の会期日程及び分科会審査の在り方を議会運営委員会で研究を行う。また、議長の任期について、半期交代とすることについて検討を行う。

以上、本特別委員会の調査に当たり、関係各位に多大なご協力をいただいたことに深甚なる感謝の意を表し、議会活性化が町の活性化に寄与するものと信じ、本特別委員会の調査結果の報告といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 議会活性化調査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

(な し)

○議長 別にないようでありますので、委員会報告を終わります。

なお、議会活性化調査特別委員会は、調査が終了いたしましたので、消滅といたします。長期間の調査、誠にご苦労さまでした。

◎発議第 2 号 川西町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長 日程第8、発議第2号 川西町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、伊藤 進君。

7番伊藤 進君。

○7番 それでは、私より、発議第2号 川西町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

ただいま活性化特別委員会の報告書の中にありますとおり、定数削減という報告でありました。

よって、本町議会議員定数を改正する必要があるため、提出するものであります。

めくっていただいて、川西町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

令和4年3月25日提出。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

めくっていただいて、川西町議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中「14名」を「13名」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めて期日を告示される一般選挙から適用する。

以上であります。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の審査報告

○議長 日程第9、請願の審査報告を行います。

請願第1号 請願第1号 町道坂水田中線、町道三ツ井坂水線道路整地舗装整備の請願書、本請願は本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長寒河江 司君。

4番寒河江 司君。

(産業厚生常任委員会委員長 寒河江 司君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私より、請願の審査報告をさせていただきます。

令和4年第1回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第1号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

本請願につきましては、去る3月16日に議場において、委員6名の出席と地域整備課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、町道坂水田中線、町道三ツ井坂水線の2路線について、切削屑使用道路や砂利道であることから生活道路として支障を来しており、早急な整地舗装整備を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、切削屑により舗装した道路は町内各所にあるが、優先順位をつけながら整備すべきであるとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第1号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第1号 町道坂水田中線、町道三ツ井坂水線道路整地舗装整備の請願書、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告とおりに決定いたしました。

◎発議第3号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第10、発議第3号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定の全日程を終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 2時54分)